

○第1号保険料の推移

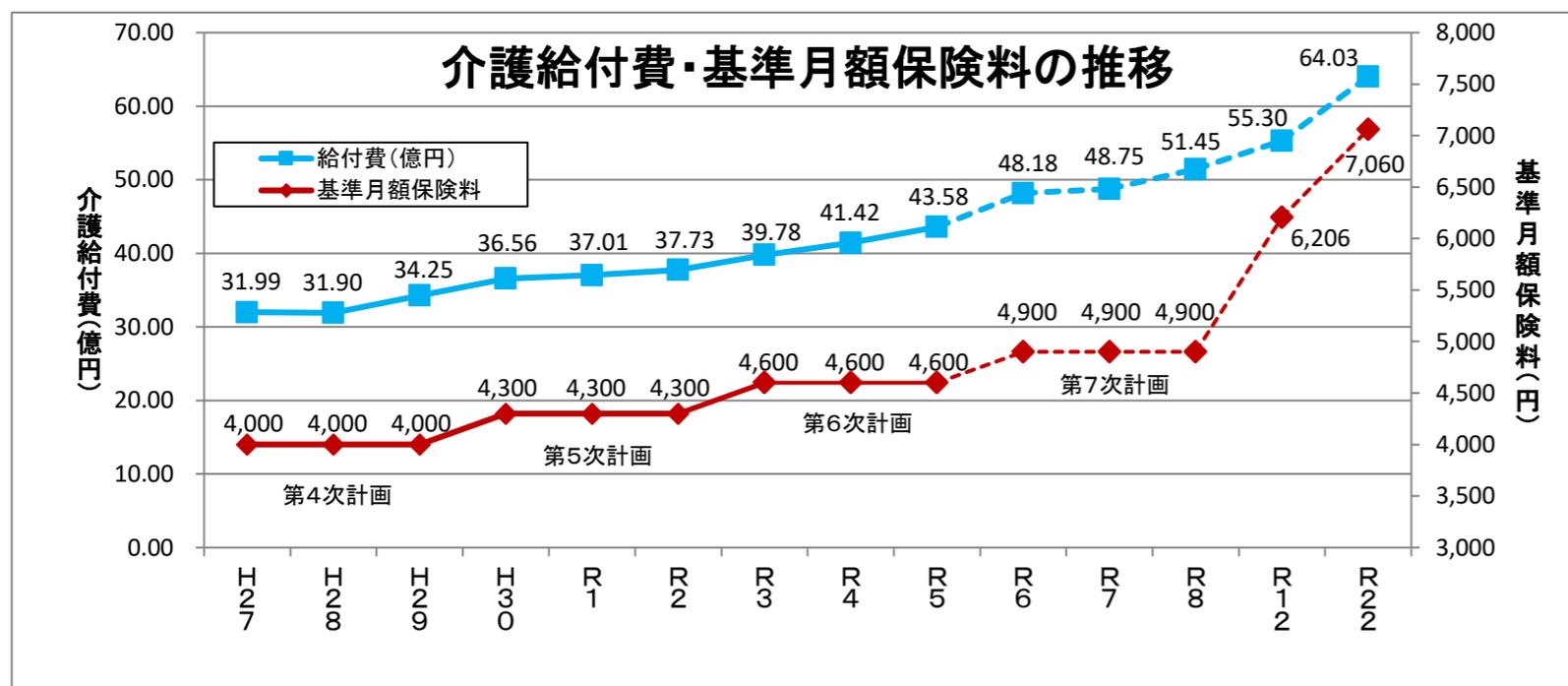
参考資料2

○第7次基準月額保険料

試算による第1号被保険者保険料は 5,309円 となりますが、保険者機能強化推進交付金等を 4,312万円 充当するとともに、これまでに積み立ててきた介護給付費支払準備基金から、2億7,550万円 を取崩し (409円 抑制)、基準月額保険料を 4,900円 とします。

(単位:円)

	第1次 (第3期) H18~H20	第2次 (第4期) H21~H23	第3次 (第5期) H24~H26	第4次 (第6期) H27~H29	第5次 (第7期) H30~R2	第6次 (第8期) R3~R5	第7次 (第9期) R6~R8	第8次 (第10期) R9~R11	第9次 (第11期) R12~R14	第10次 (第12期) R15~R17	第11次 (第13期) R18~R20	第12次 (第14期) R21~R23	第13次 (第15期) R24~R26	第14次 (第16期) R27~R29
基準月額保険料	3,170	3,595	3,833	4,000	4,300	4,600	4,900		6,206			7,060		
伸び率	—	13.4%	6.6%	4.4%	7.5%	7.0%	6.5%		34.9%			53.5%		
対前期比	—	425	238	167	300	300	300		1,906			2,760		
対第1次比	1,730円(54.6%)の増加							※第9次以降の伸び率は対第6次保険料						



※ 第8次(第10期)以降の基準月額保険料は、今後、業務の参考とするため、地域包括ケア「見える化」システムの自然体推計から算出した額であり、施策反映は行っておりません。